

平成30年2月善通寺市農業委員会次第

日時：平成30年2月20日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

6. そ の 他

次回開催 3月20日（火） 13時30分～

現地調査 同 日 9時～

農業相談 同 日 10時～

7. 閉 会

平成30年2月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成30年2月20日（火）13時30分
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階会議室
3. 出席委員 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 5 松本健委員, 6 立石泰夫会長,
7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員, 9 堀家重孝委員,
10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 12 瀬川治会長職務代理者,
13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 1 宮崎勇委員, 4 三原正子委員
6. 傍 聴 人 なし
7. 事 務 局 参事, 大喜多敬一, 局長 平田 和明, 係長 小林 正季
8. 議 案 等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願について
9. 議 事
局 長

皆様こんにちは。それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成30年2月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。なお、本日は三原委員より欠席の連絡を受けておりますのでご報告させていただきます。それでは、はじめに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくお願いします。

会 長

それでは改めましてこんにちは。本日は大変お忙しい中、ご参加いただきましてどうもありがとうございます。最近は暖かい日が続いております。野菜生産者の皆様におかれましては、天気の良いときに野菜の生育が進んでいることと思います。また、一部の方は出荷の方も順調にいつていることと思います。また、この後は行事がいくつかあるとのことですので、早速ですが、会の方を初めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

す。

局 長

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては、立石会長、
よろしくお願いします。

会 長

はい。それでは議事に入りたいと思いますが、議事に入ります前に、本日の議事録署名人には、議席第2番の川田委員さんと、第5番の松本委員さんの両名、よろしくお願い申し上げます。それでは、議案の審議に入りたいと思います。議案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。それでは、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、○件の案件でございます。座って説明させていただきます。

番号○ですが、貸人、○○○○様、借人、被相続人○○○様相続人○○○様、残存小作権の合意による解約の案件でございます。本件の土地の借人である○○氏は○○町に居住しておりまして、○反程度の農地を耕作しておりますが、そのうち借入地は本通知に係る土地のみであります。借人はこれまでは亡き父である○○○氏と一緒になんとか自己所有農地も含めて当該農地を管理してきましたが、自作地が○○○○㎡程度あることなどから、今後、年を重ねていくにつれて、自己所有農地の管理だけでも大変になってくることから、借入地については返還することを決意し、貸人である○○氏に解約の申し入れをしたところ、合意が得られたため、借人側の主導により、合意解約するものであります。本件は、○○町字○○○○番、田、○○○○㎡について残存小作権の解約を行うものであり、離作補償はありません。なお、解約後は貸人が新たな借り手を探すとのことであります。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。

今月は以上○件の通知となっております。以上、農地法第18条第6項に

基づく解約通知報告とさせていただきます。

会 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問ございましたら、承りたいと思います。いかがでございましょうか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、議案第1号に関しましては、通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

(全委員 異議無し)

会 長

それでは、議案第1号につきましては、受理することに決定いたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、○件の案件でございます。まず、番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である○○氏は○○市に居住しており、本申請地は平成○○年に相続により取得しております。○○氏は本市内に農地を○筆所有しておりますが、本件の譲受人との間で農業経営基盤強化促進法に基づく使用貸借権を昨年○○月から○年間設定し、本市に所有する農地のすべてを本件の譲受人である○○○氏に貸し付けております。譲受人にとって本申請地は自宅に隣接していることや、すでに使用貸借権を設定して管理をしている農地の中でも耕作の便がよいとのことであり、○○氏から農地を売りたいとの相談を受けた○○○氏がそれを了承して売買の話がまとまったことから、今般申請に及んだものであります。本申請は○○町字○○○○○番○，田，○○○○㎡について所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、経

営農地面積は〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は、農業振興地域内の第〇種農地であり、今後も引き続き観葉植物の育苗を行っていくとのことでもあります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇様、無償の持分の所有権移転の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏と譲受人である〇〇氏は親戚の関係であります。本請地はそれぞれの父親の代から持分が設定されていた土地でありまして、今は双方とも父親は亡くなり、現在のように譲渡人が持分〇分の〇、譲受人が持分〇分の〇でそれぞれ所有権に関する持分登記がなされているものであります。なお、農地の耕作状況ですが、譲渡人である〇〇氏は現在〇〇市に居住していることから、本申請地で農業を営むことは難しいため、実際は譲受人である〇〇氏が実家のある〇〇町に必要な応じて帰宅し、実家にある農機具を使用して耕作をしているとのことでもあります。なお、譲渡人の〇〇氏が本市内に所有する農地は本申請地のみであります。譲渡人及び譲受人はこのまま持分を設定したままにしておくと、後の世代に何かと手間をかける可能性があることから将来のことを考え、今のうちに土地名義を統一しておくことについての合意に至ったため、今般申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番、田、〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡について、持分の所有権移転贈与を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、経営農地面積は〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題は無いと考えます。

次に番号〇ですが、地上権設定者、〇〇〇様、地上権者、〇〇〇〇様、営農型太陽光発電設備を継続することによる地上権の設定の案件でございます。本件は後にお諮りいただく議案第3号の番号〇と関連しております。

土地の所有者である〇〇〇氏と営農型太陽光発電設備の事業者である〇〇〇〇氏は親子の関係であります。まず営農型太陽光発電設備について、簡単にご説明いたします。配布してあります参考資料をご覧ください。右側が通常の太陽光発電設備で左側が今回の申請にある営農型太陽光発電設備の

写真であります。営農型太陽光発電設備とは、農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部に太陽光発電設備を設置するものでありまして、当該申請地の場合は地上から約2.5mの高さに太陽光パネルを設置して、上部で発電を行い、下部の農地では農業を行うものであります。本申請は太陽光発電パネルが農地の上部を利用するため、その権利を保護するために地上権を設定するものであります。なお、本申請につきましては後でお諮りいただく5条申請と同時にしておく必要があることから、今般申請するものであります。ちなみに、営農型発電設備は、建築確認を要する建築物には該当せず、転用としては一時転用許可扱いとなり、3年毎に一時転用許可申請と、毎年、生産した農作物に係る状況を報告するようになります。前回は平成〇〇年〇〇月に申請していましたが、その際の地上権の権利設定期間も5条許可申請と同期間の3年間でありましたため、その期間が経過していることと、今後も営農型太陽光発電を継続するため、再度の更新の申請をするものであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇〇〇㎡の合計〇〇〇〇〇〇〇㎡について、地上権設定の許可申請を行うものであります。なお、営農型太陽光発電設備の下部での作付け作物は、引き続き日照量が少なくても収穫可能なミョウガを作付けするとのことであります。

以上〇件、登記地目は田が〇筆、〇〇〇〇〇〇〇㎡の案件でありますので、よろしくご審議賜りますようお願いします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、○件の案件でございます。貸人、○○○様、借人、○○○○様、営農型発電設備の継続使用に伴う使用貸借権設定をした一時転用の更新の案件でございます。本件は、先ほどお諮りいただきました議案第2号の番号○と関連しております。まず、営農型太陽光発電設備と通常の太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可申請における主な違いについて簡単にご説明申し上げます。転用期間につきましては、通常の太陽光発電設備は永久転用が主であります。営農型は一時転用しか認められず、事業を継続するならば3年ごとに更新申請をする必要があります。また、通常の太陽光発電の転用は、農業振興地域内の農用地においては農用地からの除外申請を行い、当該区域から除外される見込みがないと認められませんが、営農型の場合は農用地区域内であっても認められ、転用面積も支柱部分等の農業ができない部分に限定するものであります。簡単ですが、以上が主な違いでありまして、本件は、平成○○年○○月の農地専門部会の議案第○号の番号○において、営農型発電設備を設置することを目的として一時転用申請を行った案件の土地で平成○○年○○月○日に3年間の一時転用許可を受けたものであります。申請人は当該農地に設置した営農型太陽光発電設備における下部で主にミョウガの栽培をしながら、当該設備での売電事業も継続するため、前回の一時転用の期間が徒過したことから、再度更新の申請を行うものであります。本申請は、○○町字○○○○○番○、登記地目及び現況地目が田である○○○㎡のうち○○○

〇〇㎡，同所〇〇〇〇番〇，登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番，登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番〇，登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番〇，登記地目及び現況地目が田である〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇〇㎡の合計〇〇〇〇〇㎡について，すでに設置の営農型太陽光発電設備における継続利用を目的として一時転用申請するものであります。なお，前回の申請で許可を受けた一時転用の期間は昨年の〇〇月末までであったのですが，借人は更新の転用申請の手続きを失念していたとのことであります。そのため，現時点では無断転用の状態になってしまっておりますことから，本申請の一時転用期間の満了日は前回の転用許可の期限が切れた翌月である平成〇〇年〇〇月〇日から３年間の平成〇〇年〇〇月末までで，再度，一時転用の申請を行うものであります。借人は更新の申請を失念していたことについて，二度とこのようなことがないように始末書にて深く反省の念を示しておりますことや，農作業を行っている農地に特に問題は見受けられないことから，許可もやむを得ないと考えます。本請地は農業振興地域内の第〇種農地であり，本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了しており，提出書類に不備もないことから，特に問題は無いと考えます。

以上〇件，登記地目は，田が〇筆，転用面積は〇〇〇〇〇㎡の案件であり，県知事へは，許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので，よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

会 長

はい，ありがとうございました。ただ今，事務局より説明のありました議案第３号につきまして，地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。〇〇町ですので，〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。堀家委員さんか近藤委員さん，よろしくお願いします。

堀家委員

はい。先日，近藤委員さんと一緒に現地を視察してきました。そのときには，地権者の方もおりましたので，話をしたところ構造物及び作付け作物については，申請どおりできているとのことであり，適正であると思いま

す。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

森江委員

この期限が切れていることについては、自分で気がついたのですか。又は誰かが指摘したのですか。

小林係長

事務局の方で前回の転用許可期間が切れていることがわかりましたため、1月の中旬ごろに本人にどうするのか連絡をしたところ、継続することであり、今回申請を出してきたものであります。

会 長

よろしいですか。

森江委員

はい。

会 長

他に何かありますか。

(質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ご質問がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。次に、議案第4号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いしま

す。

局 長

はい、それでは議案第4号、非農地証明願について、議案書の4ページで○件の案件でございます。

本件は、証明を受けようとする土地である、登記地目が田の○○㎡について、
昨年の○月から育苗用の用地として使用しているものであります。申請者は、JAから苗を購入し、ネギやサニーレタスやブロッコリー等の育苗を当該地において行っているとのことでありまして、農地法施行規則第29条第1号の規定による、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合に該当し、また、非農地証明事務処理要領準則第3項第2号⑤イの規定による耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合に該当し、農作業の効率を上げる目的で転用された土地であるため、農地法の適用を受けない土地であることを証明するものであります。なお、本申請地は農業振興地域から外れている、第○種農地で、農業経営施設としての用に供して使用しているため、本申請について、特に問題は無いと考えます。

以上○件、登記地目は、田が○筆、○○㎡の案件であり、提出書類に不備もなく、非農地証明の可否については可とすることが相当であると考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第4号、非農地証明願について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いします。○○○町でありますので、原委員さん、よろしく願います。

原委員

先日の○○日の日に○○さんと話をし、また周りの地権者の方にも話を聞きましたが、申請地は納屋と納屋の間のところに育苗のためコンクリートを貼ったものであり、周りには影響は無く、別に問題はないとのことで

ありますので、よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございます。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(質問・意見無し)

会 長

無いようですので、採決に入りたいと思います。第４号議案、非農地証明願について、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第４号、非農地証明願につきましては、原案のとおり決定をいたします。

以上で本日の議案審議については、全て終了いたしました。それでは、これで２月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時00分 終了